

令和5年度環境省調達改善計画の年度末自己評価結果（概要）

1. 共通的な取組

(1) 調達改善に向けた審査・管理の充実

・外部有識者委員会の更なる活用

本省及び地方支分部局等における工事・建設コンサルタント契約案件について、外部委員により構成される入札監視委員会を開催し、令和4年度における工事等の契約について審査を受けた。

(2) 調達事務のデジタル化の推進

令和5年度の調達案件のうち、入札案件については本省で748件中626件（約84%）、地方支分部局等で793件中644件（約81%）の電子応札があった。

また、少額随契を除いた契約全体として、本省で1,342件中657件（約49%）、地方支分部局等で1,020件中261件（約26%）の電子契約を締結した。

2. 重点的な取組

(1) 一者応札の事前審査・事後審査の実施

・契約前自己チェックプロセスの実施

令和5年4月1日以降に契約を行った案件のうち、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札（90%以上。工事は低入札調査基準の範囲（0.75～0.92）以上）」であった案件（仕様内容を前年度から変更しているが入札に参加し得る者が前年度と同様の案件を含む）及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、本省については、223件、地方支分部局等については、113件の契約前自己チェックを行うことで、契約方式の妥当性を確認し、複数者応札（競争性）の確保に努めた。

・参加者確認公募を実施することの妥当性確認

令和5年4月1日以降に契約を行った案件のうち、63件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて、参加者確認公募による妥当性について公告前の事前審査を行った。

3. その他の取組

(1) クレジットカード決済の活用

本省については、水道料金（1件）、地方支分部局等については、水道料金（25件）、電話料金（27件）、放送受信料金（1件）及びWi-Fi使用料等（3件）について、小切手等により支払手続きを行う必要があったものをクレジットカード決済による支払にしたことで、事務の効率化が図られた。

(2) 公告期間等の改善

令和5年度の調達案件のうち、令和4年度一者応札から複数者入札に変わったものが全省で30件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約4%（約3,673万円）削減^(注)された。

(3) 競争参加資格要件の緩和

令和5年度の調達案件のうち、令和4年度一者応札から複数者入札に変わったものが全省で5件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約18%（約4,875万円）削減^(注)された。

(4) 事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定

令和5年度の調達案件のうち、令和4年度一者応札から複数者入札に変わったものが全省で19件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約7%（約2,622万円）削減^(注)された。

(5) 提案書等の分量の適正化

令和5年度の調達案件のうち、令和4年度一者応札から複数者入札に変わったものが全省で1件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約19%（約274万円）削減^(注)された。

(6) 仕様の明確化

令和5年度の調達案件のうち、令和4年度一者応札から複数者入札に変わったものが全省で19件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して契約額が約9%（約3,941万円）削減^(注)された。

(7) 報告書等の積極的な開示

令和5年度の調達案件のうち、令和4年度一者応札から複数者入札に変わったものが全省で10件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約13%（約6,738万円）削減^(注)された。

(8) 電力調達、ガス調達の改善

・支払事務の効率化

本省については、電気料金3件について、地方支分部局等については電気料金11件及びガス料金5件について、クレジットカード決済による支払を実施し、事務の効率化に努めた。

(注) 本年度契約額と昨年度契約額との差額（業務量に増加があったことにより削減額に寄与しない案件は除外した上で算出）

重点的な取組、共通的な取組

令和5年度の調達改善計画							令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)										
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント
							(原則、定量的に記載)	目標達成予定時期					定量的	定性的			
○		調達改善に向けた審査・管理の充実(一者応札の改善に向けた取組)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札(90%以上)」。工事は低入札調査基準の範囲(0.75～0.92)以上)であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む。以下同じ)及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認する。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 参加者確認公募により実施しようとする全案件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を行う。</p> <p>・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)等に掲載されている個別案件ごとに、入札説明書等を入力した事業者に対するアンケート調査を実施する。その調査結果について発注担当部局等にフィードバックし、自ら行うことができる改善については、同年度の同様又は類似業務や次年度業務に積極的に取り入れるように努める。</p>	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善に向けて、発注方式の妥当性についての確認プロセスを強化するとともに、個別案件ごとのアンケート調査により原因把握を行う余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29(一部H31年度)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。</p> <p>・アンケート調査の実施 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。</p>	R6年3月まで	A	H29(一部H31年度)	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 昨年度に引き続き、前年度の契約金額が1,000万円以上で、かつ前年度「一者応札」「落札率が高落札(90%以上)」。工事は低入札調査基準の範囲(0.75～0.92)以上)であった物品・役務・工事・建設コンサルタントの全案件(仕様内容が前年度と変更されている場合においても、入札に参加し得る者が前年度と同様の案件含む。以下同じ)及び契約金額及び落札率を問わず、「一者応札」が2カ年度以上続いている全案件について、業務担当者による契約前自己チェックにより、発注方式や仕様の見直し、再委託部分を分割して発注することの可否等を確認した。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 参加者確認公募により実施しようとする全案件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて公告前に事前審査を実施した。</p> <p>・アンケート調査の実施 政府電子調達システム(GEPS)等に掲載されている個別案件ごとに、入札説明書等を入力した事業者に対するアンケート調査を実施。また、その調査結果について発注担当部局等にフィードバックし、自ら行うことができる改善については、同年度の同様又は類似業務や次年度業務に積極的に取り入れるように改善を促進した。</p>	B	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 令和5年度に契約を行った案件のうち、本省で223件、地方支分部局等で113件の契約前自己チェックを実施した。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 令和5年4月1日以降に契約を行った案件のうち、63件について、環境省会計担当で組織された契約委員会にて、参加者確認公募による妥当性について公告前の事前審査を行った。</p> <p>・アンケート調査 入札不参加者に対するアンケート調査については、①個別の契約について対応する②調達後早期の実施③地方支分部局等への実施拡大を図る12月より新たな運用を開始したところ。そのうえで、令和4年12月から令和6年6月までの間に令和5年度調達案件について121件の回答があった。</p>	<p>・契約前自己チェックプロセスの実施 業務担当者において契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性の確保が図られた。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 契約方法の妥当性を事前審査するとともに、入札に参加が可能な者が存在するかどうかを確認することで、調達手続の透明性が図られた。</p> <p>・アンケート調査の分析 入札不参加者に対するアンケート調査については、令和4年12月より新たな運用を開始した。これにより、条件緩和や仕様書の見直し等、アンケート回答を受けたうえで、類似調達案件の一部に改善が認められた。</p>	<p>・契約前自己チェックプロセスの導入 一者応札が継続している調達について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図る。</p> <p>・参加者確認公募を実施することの妥当性確認 一者応札が継続している調達の発注方式の妥当性を確認し、調達コスト削減を目指す。</p> <p>・アンケート調査の分析及び公表 個別案件ごとに一者応札の原因把握を行い競争性確保を図る。</p>		
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者で組織された委員会において前年度審議した案件について、提案を受けて行った対応及び得られた成果を外部有識者委員会にて報告するとともに、会計事務担当者研修等により省内に一者応札の現状と対応状況等を共有する。</p> <p>また、アンケート調査の結果について、分析を加えながら、外部有識者委員会にも報告し、環境省における調達手続の適正化に資するものとする。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックを実施した全案件について、その要因等に係る一覧を作成し、外部有識者委員会にて報告するとともに、省内に共有する。</p>		A	H30(一部H31年度)	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析することで、より成果を伴う調達改善の方法を検討する。</p>	R6年3月まで	A	H30(一部H31年度)	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 本省及び地方支分部局における工事・建設コンサルタント及び物品・役務等の契約案件について、外部委員により構成される入札監視・契約適正化委員会を、令和5年9月14日及び令和6年1月18日に開催し、令和4年度における契約(2,425件:約150,361,724万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された9件について審査を受けた。</p> <p>また、アンケート調査の結果について、分析を加えながら、外部有識者委員会にも報告し一層の改善に向けた助言を受けた。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックを実施した全案件について、その要因等に係る一覧を作成し、外部有識者委員会にて報告するとともに、省内に共有した。</p>	B	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 契約前自己チェックの結果及び要因分析について省内へ共有することにより、改善事例や共通の課題等の共有が図られた。</p>	<p>・外部有識者委員会の更なる活用 外部有識者委員会で得られた個別の成果を展開し、より具体的な調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための方法を省全体で共有することで、調達改善の促進を図る。</p> <p>・契約前自己チェック結果の分析 事業担当者が考える一者応札改善に向けた取組のうち、結果が伴わず引き続き一者応札になった案件について分析することで、より成果を伴う調達改善の方法を検討する。</p>			
○		契約方式・価格等の事後検証	環境省で実施した調達案件について、その契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を外部有識者により組織された委員会において事後検証いただき必要に応じ改善策を検討する。	前年度の取組状況を分析した結果、一者応札の改善に向けて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する余地が引き続き大きいと考えられるため。	A	H29	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、調達コスト削減を目指す。	R6年3月まで	A	H29	本省及び地方支分部局等における工事・建設コンサルタント契約案件(以下「工事等」という。)]について、外部委員により構成される入札監視委員会を、令和5年9月14日に開催し、令和4年度における工事等の契約(271件:約5,524,439万円)のうち、入札参加者数、落札者決定までの過程に着目して抽出された4件について審査を受けた。	A	—	契約方式の妥当性や価格等の適切性を事後検証することで、調達の適切性、透明性及び競争性を確保するための取組を推進することに努めた。	R5.9	一者応札の改善に向けて、契約方式の妥当性についての確認プロセスを強化する必要性が認められた。	一者応札が継続している調達の契約方式や価格の妥当性、受注割合の高い特定の契約相手先に係る契約内容等を確認し、調達コスト削減を目指す。
		地方支分部局等における取組の推進	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開する。		B	H30	地方支分部局等も含めて省全体で調達改善の取組を進める。	R6年3月まで	B	H30	本省会計課にて実施している内部監査と合わせて、10か所の地方支分部局等での契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開した。	B	—	契約前自己チェック実施状況を把握するとともに、本省で得られた成果を共有・展開することにより、本省・地方支分部局との間に、情報・課題等の共有が図られた。	随時	—	—
○		調達事務のデジタル化の推進	<p>・政府電子調達システム(GEPS)の更なる活用 電子入札の一層の促進及び電子契約率50%を目標とし早期達成に努める。</p> <p>このため、GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう省内へ周知徹底する。</p>		B	H26	競争性、公正性、透明性を確保しつつ、調達事務の効率化や事業者の負担軽減に資する。	R6年3月まで	A	H26	電子入札の一層の促進及び電子契約率50%を目標とし早期達成に努める。 このため、GEPSを使用していない応札者や落札者に声掛けを行うと共に、GEPSを使用した電子入札や電子契約を行うよう省内へ周知徹底する。	A	—	令和5年度の調達案件のうち、入札案件については、本省で748件中626件(約84%)、地方支分部局等で793件中644件(81%)の電子入札があった。また、少額随契を除いた契約全体として、本省で1342件中657件(約49%)、地方支分部局等で1020件中261件(約26%)の電子契約を締結した。	随時	環境省の入札案件については、原則として電子入札を可能としており、電子入札によりがたい場合は応札者にその理由を求め取り得る対策は措置済と考えられている。 電子契約について、一部地方支分部局等においてより一層の促進が必要であると認められる。	電子入札及び電子契約ともに、相手方の状況に因ることも原因として考えられる。 電子契約については、契約相手方に対して、電子契約のメリットを訴求しつつ積極的な導入を呼びかけていく必要がある。

※電子入札率、電子契約率の定義は下記のとおりとする(「オンライン利用率引上げの基本計画」(令和3年12月16日 デジタル庁)等)。

電子入札率=(電子応札案件数/電子入札案件数)

・電子入札案件数:入札案件数のうち、電子入札が可能な件数(紙と電子の混合も含む)

・電子応札案件数:開札された入札案件のうち、電子入札を行った民間利用者が1社以上存在する案件数

電子契約率=(電子契約案件数/電子応札案件数+電子入札によらない電子契約数)

・電子契約案件数:契約確定件数のうち、「契約書」または「請書」を、「電子」で実施した案件数。

・電子入札によらない電子契約数:電子契約のうち、電子入札を行わずに電子契約を実施した件数(電子契約案件数の内数)

その他の取組

調達改善計画		令和5年度年度末自己評価結果(対象期間:令和5年4月1日～令和6年3月31日)	
具体的な取組内容	新規 継続 区分	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
		定量的	定性的
クレジットカード決済の活用	継続	-	(本省) 小切手にて支払手続を行う必要があった水道料金について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。 (地方支分部局等) 小切手にて支払手続を行う必要があった水道料金、電話料金、放送受信料金及びWi-Fi使用料及びインターネットで販売されている一部消耗品の購入について、クレジットカード決済による支払を実施したことで、事務の効率化が図られた。
汎用的な物品・役務における共同調達等の有効活用	継続	-	-
公告期間等の徹底	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和4年度に一者応札であった案件で、令和5年度に複数者が入札した案件が全省で30件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約4%(約3,673万円)削減された。(注)	-
競争参加資格要件の緩和	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和4年度に一者応札であった案件で、令和5年度に複数者が入札した案件が全省で5件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約18%(約4,875万円)削減された。(注)	-
公告等、入札説明書等のホームページへの掲載	継続	-	-
事業者が準備にかかる時間を十分に確保できるよう留意した受注者の決定時期の設定	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和4年度に一者応札であった案件で、令和5年度に複数者が入札した案件が全省で19件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約7%(約2,622万円)削減された。(注)	-
提案書等の分量の適正化	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和4年度に一者応札であった案件で、令和5年度に複数者が入札した案件が全省で1件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約19%(約274万円)削減された。(注)	-
仕様の明確化	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和4年度に一者応札であった案件で、令和5年度に複数者が入札した案件が全省で19件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して契約額が約9%(約3,941万円)削減された。(注)	-
報告書等の積極的な開示	継続	(本省及び地方支分部局等) 令和4年度に一者応札であった案件で、令和5年度に複数者が入札した案件が全省で10件あり、より契約が適正化されるとともに、昨年度と比較して総契約額が約13%(約6,738万円)削減された。(注)	-
適正な予定価格の設定(市場価格、過去に調達した類似案件事例等の情報収集・PMOLレビューの活用)	継続	-	-

(注)本年度契約額と昨年度契約額との差額(業務量に増加があったことにより削減額に寄与しない案件は除外した上で算出)

外部有識者からの意見聴取の実施状況
(対象期間: 令和5年4月1日～令和6年3月31日)

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 荻輪 靖博先生】 意見聴取日【令和6年6月30日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○一者応札の的確な改善策について	<p>○契約前自己チェックプロセスの取組については、対象の拡充により、更なる効果が認められるが、一者応札が継続している調達が多数あることから、発注方式や仕様等の見直しを行う必要がある。</p> <p>○とりわけ、継続的に高額かつ一者応札で高落札率である案件及び継続的に同一の者と契約締結に至っている入札案件については、その公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。</p> <p>○また、前年度(又はそれ以前の)落札者が一方的に有利な条件とならないよう、報告書等の成果開示や、新規入札者における当該成果の利用、現場確認等の機会を設けるなど、入札者数の増加を図るべきである。</p>	<p>○業務の質を維持しながら、一者応札となった要因について、引き続き個別案件ごとの原因分析及び対策の検討を行うとともに、契約前自己チェックシート等により、発注方式や仕様等の見直しを行っていく。</p> <p>○とりわけ継続的に高額かつ一者応札で高落札率である案件及び継続的に同一の者と契約締結に至っている入札案件について、業務担当者による契約前自己チェックを行うことで、職員の一者応札改善への意識を高めるとともに、競争性確保を図って参りたい。</p> <p>○一者応札対策の新たな取組として、まずは環境本省内の調達案件について、今後の業務発注見通しと併せて、過年度同種業務の報告書の有無等について、四半期毎に公表している。本取組については、今後も引き続き対応して参りたい。</p>

外部有識者の氏名・役職【環境省入札監視・契約適正化委員会 委員 寺浦 康子先生】 意見聴取日【令和6年7月5日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○競争参加資格の適切性について	<p>○取組について、一定の効果は認められるが、一者応札となった案件について、一者応札アンケート等を通じて競争参加資格が必要以上に競争参加者を制限せず複数者が参加できる設定となっているか確認することが重要である。</p> <p>特に、例年一者応札かつ同一業者の案件については、その公平・公正・透明性の観点から不断の見直しが必要である。</p> <p>例えば、案件の性質によっては、売上高や財務基盤は重視する必要のないものや、民間事業の経験があれば公共事業の経験と同視してもよいものもあるため、必須の参加資格かどうかを見直すべきである。</p> <p>○指名停止を行う者の親会社及び子会社等に対しては、環境省は現状では指名停止措置を行っていないとのことであるが、別法人形態を取っていても同一経営の下で支配・従属関係に基づき一体として事業運営がなされている企業グループも多く存在し、形式的な別法人に入札に参加させることにより指名停止制度の潜脱を許すことになるとの指摘もある。この点、例えば、外務省や防衛省では指名停止を行う者の親会社及び子会社等に対しても指名停止措置を行っている(「外務省所管の工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」第1 2項及び3項 https://www.mofa.go.jp/mofaj/annai/shocho/shotatsu/pdfs/shikaku_sochi.pdf、防衛省「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領について(通達)第12-2(2)、別紙第2「指名停止の措置に関する事項第2項 https://www.mod.go.jp/i/budget/seido/buppin_ekimu/pdf/fushoji_02.pdf https://www.mod.go.jp/gsd/neaef/koukoku/fin/koukoku-kagami/031222-387h-1-b2.pdf 参照)。これらを参考に、入札制度の公正性を保つため、親会社・子会社等の、指名停止を行う者と一定の強い支配・従属関係のある法人も、少なくとも同種の物品又は役務に関する契約については、指名停止の措置を行うべきである。</p>	<p>○引き続き契約前自己チェック等において、業務固有の参加要件を付す場合には、その適切性を十分に検討し、必要以上に競争参加者を制限していないか競争参加資格の設定を確認する。</p> <p>なお、一者応札アンケートについては、個別の案件について速やかに実施するスキームに見直したことにより、アンケート回答を受けて、類似調達案件の一部に条件緩和や仕様書の見直し等の改善が認められてきたところ。本取組については、今後も引き続き対応して参りたい。</p> <p>○各府省庁等における取組の状況等を踏まえつつ環境省における運用の見直しの可否について検討する。</p>
○随意契約、一者応札について	<p>○単年度主義であることにより、随意契約や一者応札とならざるを得ない案件が見受けられる。複数年にまたがる契約を締結することが最適なものについては、複数年契約を可能とする国庫債務負担行為が認められるよう予算上の措置を講じたうえで、複数年契約の一般競争入札とすべきである。</p>	<p>○国の予算については単年度主義が原則であるところ。一方で例外となる国庫債務負担行為として適切と認められる案件については、積極的に国庫債務負担行為に係る予算上の措置講じられるように調整するとともに、複数年契約の一般競争入札となるように努めて参りたい。</p>